

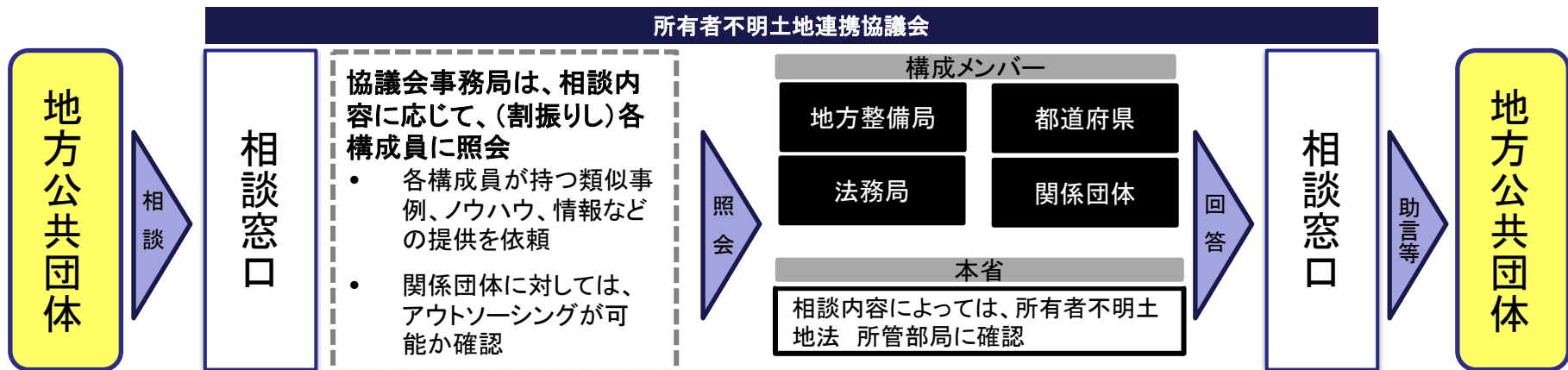
相談窓口の設置

- 国、地方公共団体、関係団体が連携し、所有者不明土地法の施行事務及び地方公共団体が行う用地業務等の円滑化を図るため、中国地区所有者不明土地等連携協議会に**相談窓口を設置**します。
- 相談窓口の一元化(ワンストップ体制)により、地方公共団体が抱える疑問・課題等のスムーズな解決を図ります。

相談体制

- 中国地区所有者不明土地等連携協議会事務局である中国地方整備局用地部用地企画課が窓口を担当します。
- 地域福利増進事業、収用手続の合理化など所有者不明土地法に新たに設けられた制度等に関するもの及び事業用地等の土地所有者等の探索など用地業務に関する相談を受け付けます。
- 事務局は、構成員からの回答結果をとりまとめ、相談のあった地方公共団体に対し、助言及び担当部局等の紹介等を行います。
※関係団体への照会は、相談した市町村の意見を聞いた上で行います。

イメージ



相談窓口

中国地区所有者不明土地等連携協議会 事務局

国土交通省中国地方整備局 用地部用地企画課 支援係 TEL:082-511-6447 FAX:082-227-2759